

食品安全モニターからの随時報告について (平成 27 年 10 月～平成 28 年 3 月分)

食品安全モニター（全国の 470 名に依頼）は、日頃の生活の中で気付いた食品安全に関する課題や問題点について、食品安全委員会事務局に随時報告ができることとなっている。

平成 27 年度下半期（平成 27 年 10 月～平成 28 年 3 月）の報告内容（概要）は以下の通り。

1 報告件数

報告件数は 9 件。分野別では、「その他」に該当するものが最も多く（6 件）、さまざまなテーマについての報告が寄せられた。

リスク管理機関に関連する報告件数は 7 件であった。

(1) 分野別報告件数

分野	計
微生物・ウイルス等	1
リスクコミュニケーション	2
その他	6
うち いわゆる「健康食品」	(1)
食品表示	(1)
合計	9

※ 複数の分野に関係する内容の場合は、主たる分野と考えられる方に分類

(2) リスク管理機関に関連する機関別報告件数

リスク管理機関等	件数
消費者庁	4
厚生労働省	5
農林水産省	3
環境省	2
地方自治体	3

※ 複数の機関にまたがる内容の場合は、複数の機関に計上

2 主な報告内容（概要）

（1）ハザード（危害要因）に関する報告

該当なし

（2）食品安全委員会に関連するリスクコミュニケーションに関する報告

- 関連府省連携のリスクコミュニケーション（農薬について）に関して、配布資料や実施方法の改善が必要。
- テレビ番組中で、食品の安全に対する認識不足と思われる発言がみられる。メディアや教員に対するリスクコミュニケーションの強化が必要。

（3）リスク管理措置に関する報告

- 食中毒事例や基準値を超える発色剤の使用による商品回収事例等が相次いでいる。保健所や食品衛生協会による指導の徹底や、食品製造業者の意識改革が必要。
- イタリアで硫酸銅処理したオリーブが押収された件について、日本への輸入の有無を調査し、輸入されている場合、回収命令、消費者への注意喚起をすべき。

3 報告への対応

（1）ハザードに関する報告

該当なし

（2）食品安全委員会に関連するリスクコミュニケーションに関する報告

リスクアナリシス講座などの説明会、意見交換会の際の運営改善等に反映させた。関連府省連携のリスクコミュニケーションについての報告は、消費者庁をはじめ、関連府省に伝達。

（3）リスク管理措置に関する報告

リスク管理機関（厚生労働省、地方自治体）に伝達。なお、リスク管理機関から対応の報告があったものは、ホームページ「食品安全モニターからの報告」欄に掲載することとしている。